

一般不妊治療費助成制度について

対象となる医療

医療保険適用の不妊治療 例) 不妊検査、タイミング法、薬物療法、不妊手術
※ただし、人工授精、体外受精及び顕微授精を除く。

対象経費

治療費（自己負担分）

申請は、**治療を受けた日の属する年度内（毎年4月1日～翌年3月31日）**に行ってください。

助成対象

- ・市内に住所を有する戸籍上の夫婦、または事実婚をしている夫婦
- ・夫または妻が医療保険各法の被保険者、組合員または被扶養者

助成額

1年度あたり3万円以内

助成期間

通算5年。ただし、3年目以降については、医師が必要と判断したものに限る。

添付書類

- ・一般不妊治療費助成事業申請書
- ・一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（領収書添付）
- ・申請日の前年（1月から5月までの申請の場合は前々年）の夫婦それぞれの所得額を証明する書類
例) 改正前の児童手当施行令による控除が確認できる所得課税証明書
- ・法律上の婚姻をしている夫婦の場合、夫婦であることを証明する書類（1か月以内に発行されたもの）
例) 続柄の入った住民票（マイナンバーの記載されていないもの）など
- ・事実婚をしている夫婦の場合は、事実婚関係に関する申立書、両人の戸籍謄本及び両人の住民票

申請窓口

☆こども家庭センター（スマイルキッズ内） 掃山1-4-3（☎82-2526）

休館日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

詳しくは山陽小野田市 HP をご覧ください♪

山陽小野田市 不妊治療

検索

